

15 都市計画税の用途について

都市計画税は、地方税法第702条第1項の規定により、都市計画事業（市街地再開発事業、街路事業、公園整備事業等）や土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税として課税しています。

令和3年度においては、都市計画事業や土地区画整理事業、また過去に都市計画事業などを実施した際に借り入れた地方債の償還等に充てております。

(単位：千円)

【歳入】	款	項	目	目の名称	R3年度決算額
	1	7	1	都市計画税	3,793,321

(単位：千円)

【歳出】	款	項	目	目の名称	R3年度決算額	財源内訳				
						国庫支出金	地方債	その他	一般財源	
										うち都市計画税
	7	1	4	観光費	3,615,612	5,944	2,882,200	0	727,468	3,793,321
	8	5	2	都市開発費	3,076,747	1,145,535	1,362,038	384,559	184,615	
	8	5	3	街路事業費	615,017	220,308	353,473	0	41,236	
	8	5	4	公共下水道費	2,399,436	0	0	0	2,399,436	
	8	5	6	公園費	50,759	17,437	30,975	0	2,347	
	8	5	7	県施行事業費負担金	387,816	0	330,395	0	57,421	
	12	1	1	元金	1,683,173	0	0	0	1,683,173	
	12	1	2	利子	118,734	0	0	0	118,734	
	合計				11,947,294	1,389,224	4,959,081	384,559	5,214,430	3,793,321

※ 決算額及び財源内訳については、対象事業分のみを記載している。